

## 信託登記の登記簿記載例

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成29年2月14日 第〇〇〇号	原因 平成29年2月14日売買 所有者 町田市〇〇〇 信拓朗
2	所有権移転	平成29年10月1日 第 号	原因 平成29年10月1日信託 受託者 相模原市〇〇〇 信卓也
	信託	余白	信託目録第□□号

信託目録		調整	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第□□号	平成29年10月1日 第 号	余白	
1. 委託者に関する事項	町田市〇〇〇 信拓朗		
2. 受託者に関する事項	相模原市〇〇〇 信卓也		
3. 受益者に関する事項	町田市〇〇〇 信拓朗		
4. 信託条項	<p><b>信託の目的</b> 受益者の資産の適切な管理及び有効活用を目的とする。</p> <p><b>信託財産の管理方法</b> 1. 受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記手続を行うこととする。 2. 受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。 3. 受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。 4. 受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産となる建物を建設することができる。</p> <p><b>信託の終了事由</b> 本件信託は、信拓朗 及び 信卓也 が死亡したときに終了する。</p> <p><b>その他の信託条項</b> 1. 本件信託の受益権は、受益者及び受託者の合意がない限り、譲渡、質入れその他担保設定すること及び分割することはできない。 2. 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。 3. 当初受益者の死亡によって受益権は相続により承継せず、〇〇〇〇を第二受益者として指定する。第二受益者が死亡した場合は、〇〇〇〇を第三受益者として指定する。 4. 本件信託が終了した場合、残余の財産については、信託終了時の受益者に帰属するものとする。</p>		